

## 概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害等級第 14 級に該当するとした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、加工作業員として〇会社〇工場にて商品出荷準備の花の茎の裁断作業をしていたところ、裁断機で右手指を負傷した。同日、〇病院に搬送されて処置を受け、平成〇年〇月〇日リハビリ目的で〇整形外科に転医し、「右中指切断、右環指挫創」の傷病名で治療を受けていたところ、平成〇年〇月〇日本件傷病が治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級第 14 級の 6 に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

右手中指を切断して生活にも支障があるのに対し、軽すぎる等級は認められない。監督署長の支給決定は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 手指の欠損障害

エックス線写真及び医証より右中指の末節骨の部分欠損が認められる。

#### (2) 手指の機能障害

右中指末節骨の残存部分の長さは示指側 10 mm、環指側 14 mm と斜めの切断であり、末節骨の 1/2 以上を失ったものとは認めない。右中指の PIP 関節の可動域角度は、健側可動域角度の 1/2 以下に制限されているとは認められない。

右環指末節骨は切断後、接合し、骨癒合が完成している。右環指の MP 関節、PIP の各関節の可動域角度は、健側可動域角度の 1/2 以下に制限されているとは認められない。

#### (3) 神経症状

右中指に残存する疼痛等の神経症状については、本件傷病に随伴する程度のもものと認められる。右環指の疼痛等の神経症状は、医証に記載なく、他覚的所見が認められない。

#### (4) 結論

以上より、右中指について、手指の欠損障害「1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの」(第 14 級の 6)に該当し、障害等級第 14 級とした。

### 4 審査官の判断

請求人の本件傷病により残存した障害の程度について、鑑定を行った地方労災医員が作成した鑑定書によると、右中指の欠損障害・機能障害について、「エックス線写真上、右中指末節骨は切断されているが、末節骨 1/2 以上を失ったものとは認められない。」「エックス線写真上、右環指末節骨は骨癒合が完成し短縮を認めない。」「右中指 PIP 可動域は、健側に比べて 1/2 以下に制限されているとは認められない。自動運動と他動運動での屈曲角度に乖離が認められるが、屈曲が全くできない他覚的医学的根拠に乏しく、他動的に痛みなくある程度の屈曲ができることから、自動運動での可動域制限は自覚症状の一部と推測され、障害認定にかかる測定には他動運動角度を採用することが妥当と考える。」「右環指 PIP 可動域は、健側に比べて 1/2 以下に制限されているとは認められない。」と所見しており右中指の機能障害は認められないが、欠損障害のうち「指骨の一部を失ったもの」(第 14 級の 6)に該当するとの所見である。

次に、神経系統の障害(受傷部位の疼痛)については、「右中指のみならず右環指についても、医証に疼痛と可動域制限の記載があり、右環指指尖部の挫創に起因して同指疼痛が持続していたことが推測される。」「右中指および右環指ともにエックス線写真所見で中節骨遠位および末節骨に認められる軽度の骨萎縮、PIP 以遠の軟部組織のわずかな萎縮などの廃用性変化と考えられる所見は、比較的長期

間にわたって疼痛が続いていることを示す他覚所見と考えられる。」「請求人主訴、医証、鑑定結果を勘案し、右中指、環指の疼痛の程度は「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のためある程度差し支えがあるもの」(第12級の12)に相当させることが妥当であろう。」との判断であり、当審査官としても妥当なものと認められる。

以上のことから、本件傷病による残存障害は、右中指末節骨の一部を失ったもの(第14級の6)及び、局部にがん固な神経症状を残すもの(第12級の12)に該当する程度とするのが妥当であり、1の身体障害に他の身体障害が通常派生する関係にある場合には、いずれか上位の等級をもって、当該障害の等級とすることとなっていることから、障害等級は上位等級である第12級相当と認められる。

したがって、監督署長が請求人の障害を第14級相当と判断して同等級相当額の障害補償給付を支給するとした処分は、失当であって取り消さなければならない。